

令和5年度第2回

地域包括支援センターの運営に関する専門委員会会議録

と き 令和6年3月28日（木）

ところ 小金井市市民会館萌え木ホール

令和5年度第2回地域包括支援センターの運営に関する専門委員会

日 時 令和6年3月28日(木)

場 所 小金井市市民会館萌え木ホール

出席者 <委員>

齋藤 寛 和 貞包 秀 浩

高橋 秀 樹 高橋 信 子

田代 誠 子 平田 晋 一

益田 智 史 山岡 聡 文

横須賀 康 子

<保険者>

松井 介 護 福 祉 課 長

平岡 高 齢 福 祉 担 当 課 長

田村 包 括 支 援 係 長

濱松 介 護 福 祉 課 主 査

西澤 介 護 保 険 係 長

猿渡 介 護 保 険 係 主 任

小金井きた地域包括支援センター

小金井ひがし地域包括支援センター

小金井みなみ地域包括支援センター

小金井にし地域包括支援センター

欠席者 <委員>

市川 一 宏

傍聴者 0名

議 題 (1) 令和6年度地域包括支援センター事業報告・収支予算(案)について
(協議)

(2) 指定介護予防支援業務の委託の届出について(報告)

(3) 介護予防支援の指定について(報告)

(4) 指定介護予防支援事業所の指定更新について(報告)

開 会 午後2時05分

(介護保険係長) 定刻より少し過ぎましたが、始めさせていただければと思います。開会に当たりまして、事務局より2点、事務連絡をさせていただきます。

まず、会議録の関係です。会議録の作成の関係上、御発言の際には、御面倒ではありますが、御自身のお名前を先におっしゃってからの御発言をお願いいたします。

続きまして、会議の傍聴の関係です。規則の第11条によって、協議会及び運営委員会は公開するとされておりますので、傍聴席を用意させていただいております。あらかじめ御了承ください。

事務連絡は以上となります。

それでは、齋藤委員長、よろしくお願いいたします。

(委員長) 若干遅れてすみませんでした。電話が入ってしまって。

それでは、令和5年度介護保険運営協議会、第2回地域包括支援センターの運営に関する専門委員会を開催したいと思います。

包括支援センターの存在意義はますます重要になってきていますので、東京都医師会のほうでも、認知症サポート医というのを包括にくっつけるみたいな話が今、出ていまして、包括のほうで認定医みたいな形にしていればより緊密な連絡を取っていけるというようなことになるようです。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

(包括支援係長) 包括支援係長です。本日の資料は、次第に記載しています事前に郵送させていただきました7点となります。不足がございましたらお申し付けください。

以上です。

(委員長) 大丈夫ですか、資料のほうは。

それでは、議題に入る前に、前回の会議録を確定したいと思います。

既に事務局から送付されている会議録について、この場で特に御意見はありませんでしょうか。

ないようですので、これで確定したいと思います。本日の議題に入りたいと思います。よろしいですか。

それでは、議題の1、令和6年度地域包括支援センター事業報告及び収支予算(案)についてです。本日はこの専門委員会の後に地域ケア会議という、市で言う最上位の地域ケア会議ですかね、予定されているので、1時間程度で終わりたいということなんだそうです。委員の皆様の御協力をお願いしたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。

(包括支援係長) 包括支援係長です。着座にて失礼いたします。

それでは、資料1から3について説明したいと思います。

事業計画と予算案の説明をさせていただく前に、令和5年度地域包括支援センターの事業評価を通じた機能評価評価結果について説明をいたします。

資料1を御覧ください。

地域包括支援センターの事業評価につきましては、平成30年度から国において評価指標が統一されました。全国の市町村及び地域包括支援センターでは、この評価指標を用いた事業評価を行うことになっており、その目的につきましては、地域包括支援センターの事業の質の向上に生かしていくこととなっております。

令和4年度の事業実施内容における各地域包括支援センター、及び、市と全国平均の評価比較を、資料として提出させていただいております。

すみません、皆さんにお配りした資料1ですが、「令和5年度実施内容の調査結果」というふうに2行目に書いてあるんですが、こちらを「令和4年度」と訂正をお願いいたします。

評価項目は、大別して7項目、市81、包括67の設問から本評価を行っております。それぞれの項目の詳細につきましては、時間の都合により割愛させていただきたいと思います。

分析の結果についてですが、全国平均と比較すると上回っている項目が多く、評価項目における事業が適切に進捗していると考えております。

最後に、市の改善についてです。資料1をめくっていただき、裏面を御覧ください。

グラフの下にあります2-(4)地域ケア会議に関する取組について、市のみの評価項目、地域ケア会議の公表について等の内容になるんですが、その評価項目に関して未達成の部分があったため、市の評価のみ低い結果とな

っております。

今回の事業評価は、ほぼ全ての取組で全国平均を上回っており、また、評価当初と比べても、ほぼ全ての項目で評価を上げることができており、今本評価における地域包括支援センターの機能向上につながられていると考えております。引き続き、本評価を参考にしつつ、地域包括支援センター管理者との定期的な打合せ等を通じて業務改善を図っていきたいと考えております。

続いて、資料2-1、地域包括支援センター事業概要についてです。こちらにつきましても、毎回口頭にてそれぞれの事業について簡単に説明させていただいておりますが、本日は時間の都合上、紙面にまとめさせていただきました。御確認いただき、この後の、各地域包括支援センター事業計画案をお聞きいただければと思います。

次に、資料3についてです。資料3を御覧ください。こちらにも例年提出している収支予算に関する資料となっております。

恐れ入りますが、訂正をお願いいたします。収入の1、2のところを見てください。1、地域包括支援センター委託収入、2、地域介護予防活動支援委託収入というふうになっておりますが、こちら、「委託」の部分を「受託」に訂正をお願いいたします。

(委員長) どちらもですか。

(包括支援係長) はい。「委託」の部分を「受託」と訂正をお願いいたします。

令和6年度の特徴としまして、地域包括支援センター受託収入につきまして、令和6年度は第9期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の開始年度となります。高齢者人口の増加をはじめ、センターの業務量の増加が見込まれることから、財政的ケアを図るため、令和5年度に比べて増額しております。

また、きた包括につきましては、パソコンの入替えに伴いましてその費用を増額しております。

下段のにし包括につきましては、秋に移転を予定しておりますので、その費用を増額しております。

資料2、3の詳細につきましては、各地域包括支援センターより説明をさせていただきたいと思っております。

事務局からの説明は以上になります。

(委員長) ありがとうございます。

何か御質問等は。

ないですか。じゃ、時間の関係で次に行きたいと思います。

各地域包括支援センターからの発表をお願いしたいと思います。全部の地域包括支援センターの発表が終わった後に、質問、意見等の時間を取りたいと思いますので、まずはきた包括からお願いいたします。

(きた地域包括支援センター) 小金井きた地域包括支援センターの高野です。令和6年度のきた包括支援センターの事業計画について報告させていただきます。

資料1のレーダーチャートでは、きた包括は全国と比較すると、包括的・継続的ケアマネジメント支援のところが低い結果となりました。この点を踏まえ、資料2-2の事業計画を御覧ください。事業7の、包括的・継続的ケアマネジメントについて、①は、ケアマネに対し、知識の助言、同行訪問、担当者会議への出席などの支援を行っていますが、きた包括の場合、困難ケースでの支援でカウントしているため、数値的に低く出ている可能性もあります。きた包括に相談してみよう、相談してよかったと思われるよう、日々の業務を通して信頼関係を築いていこうと思っております。

②、③についてですが、令和4年度からひがし包括さんと合同で、圏域の主任ケアマネの方に呼びかけ、研修の企画・運営を行っています。令和5年度は、しばらく休止していた事例検討会を復活させることができました。居宅の主任ケアマネに、研修班、事例検証班に分かれ役割を担っていただきました。それで、令和6年度も引き続き、ひがし包括、きた包括合同で運営する予定です。研修、事例検討会が年度末に集中しているとの指摘を受け、年度初めに年間の予定を立てて、ケアマネさんが参加しやすいようにしていこうと思っております。

今後も、横のつながりを深め、支援体制を整えていきたいと思っております。

続きまして、ちょっと戻るんですが、事業2の、虐待防止・権利擁護事業の③について御説明させていただきます。

令和5年度の後半から立て続けに、ごみ屋敷で動けなくなっている人の通報が入り、救急搬送または緊急ショートで保護するケースが増えています。

中には、障害の方の2人暮らしで、身体・認知機能の低下から世話ができなくなり、それぞれ別々の施設に一時保護するケースもありました。親族がいても支援拒否で協力を得られないケースもありました。身寄りのない高齢者、身寄りがあっても支援を拒否される高齢者が増えているため、権利擁護センターの協力を得て成年後見制度につなぐなども増えております。現在進行形の方もおり、令和6年度も、権利擁護センター、市役所、障害者施設の関係者と協力しながら支援をしていくこととなります。

時間の関係で、令和6年度きた包括が力を入れていく事業に絞って御説明させていただきました。

(委員長) ありがとうございます。

続いて、みなみ包括さん。あ、収支やるんだっけ？

(きた地域包括支援センター) 収支。

(委員長) じゃ、収支、続いてお願いします。

(きた地域包括支援センター) 聖ヨハネ会の鈴木と申します。よろしく願います。

収支予算のところ、昨年度の予算と比較して大きな変わりがあるところをかいつまんで説明させていただきます。

まず、収入のところですけれども、資料3の左上の表を御覧いただければと思います。収入の欄、1番、包括支援センター受託収入は増額になっております。先ほど田村係長から説明があったとおりでございます。それと、これも説明がありましたが、パソコンの入替えということで予算をプラスでつけていただいているところです。

収入の3番から6番、介護予防に関する予防プランのところ。なかなか委託先が見つからないということで、直営プランが増え続けている状況が引き続きありまして、昨年度に比べて、ここに43万円、並びに5番では31万円の増額予想という予算を立てさせていただきました。

そういうことで、来年度の収入は5,675万円ということで計上させていただいております。

支出の説明ですが、支出の1番、人件費のところ、委託費の増額に伴いまして、昨今の物価高騰であるとかいろいろな、賃金の上昇を包括職員にもといたるところで、かなりの金額を人件費のほうで、処遇改善という意味で増

額をさせていただいた次第です。

2番の事務費の90万円増額のところは、先ほど言いましたように、パソコンの購入で増えている次第です。

ということで、支出が、収入と同じく5,675万円を予算化させていただきました。

かいつまんで説明しました。以上になります。

(委員長) ありがとうございます。

じゃ、続いてみなみ包括さん、お願いいたします。

(みなみ地域包括支援センター) 小金井みなみ地域包括支援センターの田口と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

私からは、令和6年度の事業計画案を報告させていただきます。

資料2-2、4ページ、みなみ包括の事業計画案を御覧ください。

基本方針としては6つの指針を掲げています。内容につきましては、令和5年度と同様の計画となっています。

次に、職員配置につきましては、一昨年に常勤職員が非常勤職員と変更になりましたので、令和5年7月に常勤職員1名を採用し、現在、常勤6名、非常勤2名の体制となりました。そのため、令和6年度は現状の職員配置で、変更の予定はございません。

事業計画につきましては、各事業ごとに担当職員を1名つけて、補佐という形でなるべくつけるようにしております。事業計画の作成は、担当職員を中心に作成しております。令和6年度は、1名、職員が入職いたしましたので、一部、担当職員の変更を行っています。

みなみ包括としては、基本方針の5番で掲げています、活動の場の支援について、事業計画6番、生活支援体制整備事業、また9番、認知症総合事業について、一部、御報告させていただきます。

5ページの生活支援体制整備事業を御覧ください。令和6年度は、2番、3番に記載しています、2層協議体をより活性化できるよう取り組んでいきたいと考えております。2層協議体とは、地域の課題について、住民の方や様々な関係者の方と話し合いを行う場です。南地区では、サロン活動を主催されている関係者の方と、連絡会といたしまして年4回継続的に開催することにより、通いの場、様々な活動の実態把握の場、そして意見交換を行ってお

ります。各サロンの違いや特徴を共有し、それぞれが活動のヒントを得ることや、男性の参加実態の把握など、意見交換の場として定着しています。

その協議体の中で、1つのサロン活動で参加人数が多くなって、おしゃべりするのがしづらいという課題を把握することができましたので、近隣のデイサービスが始めたホット体験会の取組とサロンメンバーを一緒化することで、新たにおしゃべりができて、併せて、軽スポーツができる会員の方、来月の4月から月1回で開催することが決まりました。

そういった、令和6年度、様々な活動の場の、住民の方が主体的に関わっていけるような、包括としては支援を行っていきたいと考えています。

6ページ、9番の認知症総合事業を御覧ください。3つの方針を掲げています。1番、2番につきましては、関係機関の皆様と協力しながら、多世代に向けた認知症の理解、また認知症予防の啓発に取り組んでまいります。

3番につきましては、令和5年度はみなみ包括は認知症カフェを西之台という集会所で隔月で行っておりましたが、自治会の住民の方、団地を介してJ K Kさんと協力し、貫井団地でも隔月で開催することができました。圏域内で相互で開催し、毎月開催することができたんですが、課題としては、どなたでも気軽に立ち寄れる場所としてはまだまだ数が少ないとは感じております。

ただし、包括が主体的に実施できることは限界がありますので、令和6年度は、包括としては、住民の方が主体的に取り組んでいけるような、こちらのほうも関わりを意識して取り組んでいくことと、また、圏域内ではコインランドリーで坂下カフェというのを隔週で開催しています。主体となっているのは整体院さんと喫茶店というふうな、民間さんの事業になりますので、収益が必要な民間の事業所への支援の関わり方も課題と感じています。また、双方にとってよい関係性が構築できるよう、6年度は取り組んでいきたいと思っております。

以上、割愛させていただきましたが、6年度の計画となっております。

(委員長) ありがとうございます。

じゃ、続いて予算のほうをお願いします。

(みなみ地域包括支援センター) みなみ包括支援センターの予算について御説明させていただきます。私は、包括を管理しております一般財団法人天誠

会の相原と申します。

資料3の上段の右側がみなみ包括の予算になります。受託収入としましては、先ほど田村係長からも御説明がありましたように、増額がされております。あと、予防プランとケアマネジメントの件数増加ということもありまして、増額になっております。

みなみ包括としましては、昨年度、常勤1名が入りましたので、非常勤も含めて8名体制で6年度は運営できるようになりましたので、その分、プラン等の作成をしております。

あと、1名増えたことで、市からパソコンの購入の予算を頂きましたので、活用させていただきたいと思っております。

支出のほうに関しましては、増額された分の費用について、人件費等で支出していきたいと思っております。そのほかは、いろいろ物価高騰等もあるんですが、なるべく経費節減を考えながら、支出を減らしていくような考え方でやっていきたいと思っております。

これで一応、みなみ包括の予算の御説明とさせていただきます。以上です。

(委員長) ありがとうございます。

それでは、続きまして、ひがし包括さん、お願いします。

(ひがし地域包括支援センター) 小金井ひがし地域包括支援センターの高橋です。

資料2-2の7ページ、当センターの事業計画案になっております。令和5年度と比較いたしまして6年度特に強化する点3点に絞り、御報告させていただきます。

1点目は、人員体制の強化になります。資料の中段、職員配置に関連する部分になります。昨今の相談件数の増加に伴いまして、令和6年度は、職員1名増員いたしまして8名体制とさせていただきます。ただ、1名は兼務の職員でありますので、職員配置常勤換算7.5という形になっております。入職間もない職員から10年以上の職員の経験の差がございますので、連携を図りながら、職員の育成とともに、地域づくりなどが行えるように、所内会議を開催しながら行っていきたいと思っております。

2点目になります。関係機関と連携しながらの支援体制の構築に関してです。資料下段の、2の虐待防止・権利擁護に関する項目になっております。

昨今の相談の傾向といたしまして、複数の課題を抱える相談が増しております。そういった意味で、当センターだけでは解決できるものではなく、ケアマネジャー、介護事業者、医療機関、専門機関の方々がチームをつくって対応する機会も多くございます。

高齢者の虐待についても同様なことがございまして、関係者会議を開催する機会が令和5年度も多数ございました。本委員会の委員長でもあります齋藤先生にも多くの会議に御参加いただきまして、ありがとうございました。医療の視点、福祉の視点、多様な視点でケースを検討していくことで、当事者の方の支援もそうなんですけれども、関係する方々の不安などを避けるためにも、関係者会議を継続して開催していきながら、最善の方策を検討していきたいと考えております。

3点目になります。次のページ、8ページの下段、7番の項目、包括的・継続的ケアマネジメントになります。先ほどきた包括さんからも報告がありましたが、きた包括、ひがし包括と連携しながら、ケアマネジャーの支援を行っていきたいと思っております。福祉の業界では人材不足が叫ばれておりまして、ケアマネジャーも同様だと考えております。少しでも長く小金井市で働いていただけるケアマネジャーさんと一緒にやっている方々を支えていくためにも、包括支援センターとしてもケアマネジャーの支援を行っていきたいと思っております。

時間の関係上、この3点に絞らせていただきますが、資料7ページの上段の運営方針に従いながら令和6年度の事業運営を行っていきたいと思います。

以上で報告を終わります。

(委員長) ありがとうございました。

じゃ、引き続きまして、予算のほうをお願いします。

(ひがし地域包括支援センター) 本来であれば、運営母体、特別養護老人ホームつきみの園の施設長、榎本が報告するところではございますが、本日所用により欠席することになりましたので、引き続き高橋が説明いたします。

資料3の下段が当センターの予算案になっております。

収入のほうは、ほかのセンターと同様、受託収入が増えております関係でこのような数字になっております。

もう1点、5番、介護予防ケアマネジメントの予算案が67万3,000円

増額しております。令和5年度の傾向といたしまして、ヘルパーやデイサービスを利用するだけのケアプランの件数が多くございましたので、令和6年度も同様の状況を見越してこの数値となっております。

支出に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、職員を1名増員いたしました関係で、人件費を増額させていただいております。

簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

(委員長) ありがとうございます。

最後に、にし包括さん、お願いしたいと思います。

(にし地域包括支援センター) 小金井にし地域包括支援センターから令和6年度事業計画案を発表させていただきます。私、小金井にし地域包括支援センター管理者の久野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

資料2-2の最後、10ページ、11ページ、12ページになります。時間の関係上、全部は御報告が難しいのですが、重要な点を絞って御報告させていただきます。

まず、それぞれの事業に対する計画については、事業計画を1番から10番、お読みいただければと思います。基本方針が1番から5番までありますが、今回は1番を重点的にお伝えしたいと思います。

基本方針の①です。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、医療と介護の連携、関係機関、住民との連携を深め、地域課題の分析、解決に向けて取り組んでまいりたいと思います。これにつきましては、最近の総合相談の相談内容の傾向として、例えば事例をちょっとお伝えしますと、何とかさんが曜日を間違えてごみを出されています、ほかの御様子からもちょっと認知症ではないかと心配していますといったことが地域住民の方から上げられたり、また、警察のほうからは、何とかさんが運転がちょっと危なそうなので、運転免許を返納されるように何とかならないでしようかといった御相談や、また、金融機関からは、何とかさんが毎日来行されていますけれども、一向に暗証番号が合わなくて出金できなくて困っていらっしゃいますといったような相談を、総合相談で受けさせていただくことがかなり多くなってきました。

こういった相談は、ほぼ同時期に入る場合は対象者の方が同一人物のことが多いです。そうした場合に、その方に御家族、御親族の方がいらっしゃれ

ば、その御親族の方たちと相談しながら解決に向けての支援を行ってまいります。ただ、対象者の方に御親族がいらっしゃらないことも多々、最近は見受けられるようになりました。そういった場合は、包括の職員がその方の状態をまず把握することから始め、かつ、その方との関係性を築いていくところから支援が始まるような形となり、かなり個別性の高い支援が求められるようになってきます。

そうなりますと、そういったところに人員を割くというのも結構厳しい状況があります。実はにし包括、ここ10年近くは、職員配置のところ、今年度は6.2とさせていただいておりますけれども、今まで10年近く、5.7で運営してまいりましたが、先ほど申し上げたようなケースもかなり多くなってきておりますので、令和6年度からは少し人員を増やし、6.2名体制で運営していきたいと考えております。

この間、コロナ禍で、会議等はオンラインで行ってはおりましたが、なかなか対面でないと細かい情報等を取れないこともあったりいたします。そのため、令和6年度は、できるだけ関係機関の会合、例えば老人会さんとか民生委員さん、ケアマネさんたち、いろんなどころの会議等には積極的に参加させていただき、いろいろな情報も得てきて、支援が必要な方を早めにキャッチできるように進めてまいりたいと思っております。

また、最後になりましたが、令和6年度の秋には事務所の移転という大きな仕事が待っております。通常の日常業務に支障がないような形で、この事務所移転の作業も終えたいと考えております。

以上です。

(委員長) ありがとうございます。

続きまして、予算のほうをお願いします。

(にし地域包括支援センター) それでは、資料3-1の右下でございます。私、小金井市で受託をしております小金井市社会福祉協議会事務局長の室岡でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは御説明いたします。

収入のほうでございますが、先ほど田村係長からもお話がございました、にし包括は移転を予定しております。移転が秋頃というところなんです、10月ぐらいというようなどころでの計画をいただいておりますけれども、

貫井北町2丁目から本町4丁目に移転する予定でございます。その費用が含まれて増額しております。

あと、予防プラン、それから、予防ケアマネジメントの収入につきましては、今久野からも申したとおり、非常に困難ケースがいろいろと増えてきておりますので、増額を見込ませていただいているという次第でございます。

それから、支出のほうでございます。人件費は、今久野からも御報告ありましたとおり、5.7人から6.2名分のところで増員を図るための費用というものは増額しております。

それから、事務費が増額しておりますけれども、これにつきましては、移転に当たりましての様々な物、新しい物を購入する費用が非常に出てまいりますので、その分の増額がされているところでございます。

あと、維持管理費につきましては、現在と全く変更ないというふう聞いておりますので、増額はしておらずというところでございます。もし増額するようであれば、ちょっと補正をかけることになろうかというところでございます。

簡単でございますが以上でございます。

(委員長) ありがとうございます。

それでは、全体で御質問、御意見等ございましたら、お願いいたします。どうぞ。

(高橋(信)委員) 高橋です。御報告ありがとうございます。ちょっと2点、お聞きしたいんですけれども、現行のサービスの紹介とか、不足する支援という記述がありまして、どういうところが足りないのかということが知りたいので、お願いします。

もう1点目は、「みんなの支え愛ネットワーク」、これはどういうことなのか、教えていただきたい。お願いします。

(委員長) どちらに。

(高橋(信)委員) 「みんなの支え愛ネットワーク」はきた包括さんに伺って、不足する資源、これはひがし包括さんに関係ありますが。

(委員長) じゃ、きた包括さんから御返答をお願いできますか。

(きた地域包括支援センター) きた包括支援センターの高野です。「みんなの支え愛ネットワーク」については、本町2丁目のけやき通り商店会さんの中

心に、今日御参加いただいている益田さんも御参加いただいているんですけども、地域の商店あるいは保育園、いろんな方たちが集まって、この地域を活性化させていこうというところが始まりで、定期的に会合を開いています。今、月に1回、第3月曜日……。

(益田委員) 第3火曜かな。

(きた地域包括支援センター) 火曜日、ごめんなさい。集まって、いろんな地域でこんなことができるんじゃないかという提案をしていく会になっております。よろしいでしょうか。

(高橋(信)委員) ありがとうございます。

(ひがし地域包括支援センター) ひがし包括の高橋です。この後の地域ケア会議にも関連するところなんですけれども、身寄りのない御家族の方か、身寄りのない高齢者の相談が増えてきております。介護保険のサービス、権利擁護の事業だけでは支え切れないところがございます、そこにどのような形で手をつけていったらいいのかというところが現状の課題かと思っております。

その相談の中では、それ以外にも、ヘルパーではなくちょっとした手助けみたいなのところがあればいいんだけど、なかなかそういうところがなくて、どうしても民間サービスになってしまって費用がかさんでしまうというところが課題としてありますので、そういう部分での地域の支え合いみたいなものがちょっと足りないのではないのかなということを考えているところなんです。

以上です。

(高橋(信)委員) ありがとうございます。

(委員長) よろしいですか。

(高橋(信)委員) はい。

(委員長) ほかに何かございますか。

益田さん。

(益田委員) さっきちらっと聞いた、にし包括さんの事業所が移転するというのを聞きまして、どこに。

(にし地域包括支援センター) にし包括、久野です。具体的には、本町4丁目の本町住宅の敷地の中になります。

(益田委員) 何で聞いたかという、包括支援センターさんって今4つあると思うんですけども、その利用者さんという言い方かどうかなんですけど、現場に行くことが多いのか、事業所に来られることが多いのか、どっちが多いですかね。

(にし地域包括支援センター) にし包括、久野です。うちは、圏域がここにも書いてありますけれども、桜町は2丁目だけが西圏域で、1丁目、3丁目きた包括の圏域なんです、桜町2丁目の方は、貫井北町2丁目に今あるうちの事業所のことをすごく遠いとおっしゃって、きた包括さんのほうに行きたい行きたいとおっしゃったりすることがよくあるので、そういったケースの場合は、こちらから出向いて行って訪問で相談対応させていただいております。あとは、御家族の方ですと、お元気な方とかは来所されることもありますし、数でいうと、来所よりは、うちは訪問で相談対応するほうが多いかなと。あと電話相談が多いかなと思います。

(益田委員) ほかの包括さんもそうですかね。そんな感じですか。

(ひがし地域包括支援センター) ひがし包括の高橋です。私のほうも、電話で相談があった後、訪問するという機会も多くなっているのかなと思います。最初の申請代行だけ御家族が来所されるという機会もありますけれども、やはり訪問が多いかなという印象がございます。

(みなみ地域包括支援センター) みなみ包括、田口です。同様に、来所される方は結構突然来られたりする方が多かったりするかなという印象はあります。それと同様に、やはり、お電話いただいて訪問という形が多いかと思えます。

以上でございます。

(きた地域包括支援センター) きた包括、高野です。やはり、来所よりは訪問することが多いと思います。きた包括の場合は、桜町病院の敷地内にある関係で、圏域外の方、病院を受診した後に申請をしに来るといような来所の方がちょっと多いのが特徴かと思えます。

以上です。

(益田委員) それぞれの包括さんで、来所の方が多かったり、逆に、訪問される方、職員が行くという場合も多いと思うんですけども、そういうのは多分、地域性というか、あと、やっぱり内容が内容だけに、自分の足で行け

ないよという方も結構増えてきていると思うので、事業所の場所が分かりやすいということはすごく大事だと以前は思っていたんですけども、やっぱり、ここにあるよとか、その連絡先窓口みたいなのを明確にされて、今でも十分されていると思うので、事業所が変わることはそんなに問題ないのかなと今、聞いていて安心したのでよかったです。

以上です。

(委員長) 私、ひがし圏域ですけども、訪問診療なんかしていると、包括の職員の方が自転車でしょっちゅう回っているのとすれ違うんですね。で、おおと言って手を振って。それも地域連携かなと思っているんですけども、本当に心強い限りだと思います。

(益田委員) 結構、外に出ていますよね。見て、心強いなどは思ってたんですけど。

(委員長) 最近、電動自転車になってね。電動ついてない人もいますけど。今度にし包括さんが移るところは、ちょっと坂があるんですよ。

(にし地域包括支援センター) そうですね。

(委員長) 一回下りて上がるような感じの。

(にし地域包括支援センター) 電動、使わせていただきます。

(委員長) 移転の費用はこれで足りるんですかね、500万ぐらい。

(にし地域包括支援センター) 足りると思います。

(委員長) 大丈夫ですか。

(にし地域包括支援センター) 大丈夫です。

(委員長) じゃ、一生懸命稼いでいってください。

(にし地域包括支援センター) ありがとうございます。

(委員長) ほかに何かございますか。

全体的に、事業で、これからデジタルトランスフォーメーションとかICTの利用とか、皆さん非常にたくさん使われているようで、大変よろしいなと思っております。どんどんやっていってください。

それと、せつかく移転される、新しいところにつくられるので、インターネット環境とかきちんと整えて準備をしていただきたいと思います。

ほかに何かございますか。

ないようでしたら、議題の1、令和6年度地域包括支援センター事業計画

実施予定については、承認ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長) ありがとうございます。

では、次、議題の2、指定介護予防支援業務の委託の届出について、それでは事務局からよろしくをお願いします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。それでは、指定介護予防支援業務の委託の届出について、御報告します。

資料4、指定介護予防支援・指定介護予防ケアマネジメント委託料を御覧ください。

地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業者の指定を受けて、予防給付のケアマネジメントの業務を行っておりますが、その業務の一部を受託介護支援事業所に委託できることとなっております。委託をする際は、委託先の事業所名称、所在地、委託内容などをあらかじめ市長へ届出をするとともに、委託に関しては中立性、公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会に御報告をしております。

報告に当たりましては、委託内容を1件1件協議することは、時間の関係上困難でありますので、例年同様、各地域包括支援センターの委託状況の一覧をもって代えさせていただきます。

いずれも令和6年1月末時点での委託状況を記載しております。委託件数につきましては、まず、きた包括支援センターは、介護予防支援が49件、介護予防ケアマネジメントが25件、合計74件となっております。ひがし地域包括支援センターは、介護予防支援が56件、介護予防ケアマネジメントが29件、合計85件となっております。にし地域包括支援センターは、介護予防支援が16件、介護予防ケアマネジメントが10件、合計26件となっております。最後に、みなみ地域包括支援センターは、介護予防支援が60件、介護予防ケアマネジメントが35件、合計95件となっております。全体の委託件数としましては、280件となっております。

なお、受託事業者の要件としては、市町村の指定を受けている居宅介護支援事業者であることとなっておりますが、いずれの事業所についても指定を受けていることは確認をしております。

つきましては、令和6年度も引き続き、記載の事業所と介護予防支援に係

る一部業務委託及び介護予防ケアマネジメントに係る一部業務委託を継続してもよろしいか、御協議のほどよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

(委員長) ありがとうございます。

このまま続けてよろしいかということも協議するんですね。それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

(高橋(秀)委員) 高橋ですが、ただいま御説明いただきました中で、4つの包括のうち、にし包括が数的に委託が少ないのは何か理由、ほかの何か要因というのはあるんですか。

(委員長) じゃ、お願いします。

(にし地域包括支援センター) にし包括、久野です。委託はいつも少ない件数ということで御意見いただいております。にし包括はやはりどうしても、ほかの3包括さんに比べて人口が少ない関係もあって、全体のケアプランの件数もかなり、1か月にして100件以上の少なさがあります。今のところ、そんなにまで委託に頼らなくともできたので、プラン作成をしております。

ただ、そうはいいましても、委託にももちろん出しているんですが、いろんな事情で、委託の事業者さんが閉鎖になったり、ちょっと委託が受けられなくなりますということで戻ってくることも多々ありまして、そういったことで、委託が少なく見える部分もあるかと思えます。

(高橋(秀)委員) どうもありがとうございます。

(委員長) 学芸大学がある。

(にし地域包括支援センター) そうですね。

(委員長) そこが、人口がないから。

ほかに何かございますでしょうか。

平田委員、どうぞ。

(平田委員) 平田です。これ、圏域というのを見直すというのはあるんでしょうか。

(委員長) 守備範囲のことですか。

(平田委員) そうそう。人口が少ないのであれば、少し広げて、もうちょっとバランスよく配置したほうがいいような。

(委員長) いかがでしょうか。

(高齢福祉担当課長) 高齢福祉担当課長です。御意見ありがとうございます。生活圏域につきましては、すみません、ちょっと記憶は定かではございませんが、第2期か第3期の介護保険計画の中で、一応4圏域に分けたというところがありまして、大体、中央線を境に東西南北で面積的にも同じようなところということで4圏域に分けております。各市26市を見ても、大体、中学校区域より若干少ない形で圏域設計がされているというところが多い状況でございまして、今のところはこの4圏域で生活圏域を基本にやっつけていこうということでは考えております。

(平田委員) 分かりました。

(委員長) 先ほどちょっと、にし包括さんだけ、桜町の一部が。

(にし地域包括支援センター) 桜町の2丁目だけが、小金井街道を境にするのにし包括になり、桜町1丁目、3丁目は小金井街道を境にするときの包括になるというふうになっています。

(委員長) 道路で区切っちゃうんですね。

(にし地域包括支援センター) 道路で分断されているので。

(委員長) 今度のところはちょっと近くなるんですね。

(にし地域包括支援センター) 今度のところは、桜町2丁目、比較的近くなります。

(委員長) 貴重な御意見、ありがとうございます。

高橋さん。

(高橋(信)委員) 高橋です。委託状況件数を全部書いていただくように変えていただいて、ありがとうございます。大変分かりやすく、どこが何件というのがそれぞれ包括で分かりやすくなりまして、ありがとうございます。

予算を見ても、委託が減額になっている包括さんとかもあって、あまり委託というのが使いづらい、何かあるんでしょうか。その辺のところを。

(みなみ地域包括支援センター) みなみ包括、田口です。みなみ包括は一昨年、多分もうちょっと委託件数多かったんですね。やはりちょっと委託をして、要介護の方が増えられて、ケアマネジャーさんがなかなか委託していただける件数が増えているというところなんです。なので、昨年度に比べても30

件以上は多分、年間減っているんじゃないかなと思って、今後も見込みは低
いかなと思います。

(委員長) 高橋さん、何か。

(ひがし地域包括支援センター) ひがし包括、高橋です。介護の場合は地域の
ケアマネさんが持たれておられまして、介護の認定が要支援になった場合
に、ケアマネさんが持っていたければ委託という形ができるんですけども、
要支援になった段階で、要支援の方は担当できなくなりますということ
で包括に戻ってくるケースが、やっぱり今多いのかなとも思っております。
地域のケアマネさんも担当できる上限という数が決まっていますので、ある
事業所さんは上限まで持ちますよという、心優しい事業所もありますし、ち
よっとやっぱり難しいですということもあるので、そういったところで徐々
にやっぱり委託の件数が減っている現状はあろうかなと考えております。

以上です。

(委員長) ケアマネさんの数が減っているということはあるでしょうか。

(介護保険係主任) 介護保険係の主任です。事業所の数というところでは、
確かにケアマネ事業所、令和5年度に入ってから2つ閉鎖もしくは休止にな
っておりますが、新しくできたところもございますので、数としては、ここ
数年、一定の数を保っているような状況ではあります。ただ、おっしゃると
おり、高齢者の自然増というのはやはりあって、それによって要介護、要支
援の方、自然増が続いているような状況です。

(委員長) 相対的には減っているという。ケアマネさんをもっと支援してい
かないといけないという面もあって、委託も減っているということかもしれ
ません。

よろしいですか。

ほかに何かございますか。

じゃ、益田さん。

(益田委員) 質問なんですけど、自分ちの近くの包括支援センターに行っ
ちゃ駄目なんですか。圏域がどうこうって今、言ってたじゃないですか。俺は
ここが近いからここに行くよみたいな人は駄目なんですか、同じ小金井市民
で。圏域で、線で切られているから、あなたはにしに行きなさいって話
になっちゃうわけでしょう。いや、私はきたが近いからきたに行きたいんだ

というのは駄目なんですか。

(介護福祉課主査) 役所的な原則を申し上げれば、基本的には圏域内の包括支援センターに行ってくださいということになります。物理的に近いというところがありますけれども、それは皆さん管理者がおっしゃっているとおり、地域包括支援センターの人たちはアウトリーチをいたしますので、訪問ですとか。ですので、一応、距離的な部分でいうよりは圏域内のところに伺ってくださいというのがございます。

(益田委員) 不便だなあと思って。病院だって何だって、近いところに行きたいじゃないですか。

(委員長) 好きなところに行きたいよね。

(益田委員) ここのほうが近いし。もしくは、ここはすごくいい人がいるからみたいなの、行きたいとかいうことをさせると、彼らだってすごく努力し始めるかもしれないし、わざわざみなみからきたに来ましたみたいな人が出てくるかもしれないわけですよ。線を引いて、あなたはここにと、同じ小金井市民、同じ行政からお金が出ているのに、ここからここは行っちゃ駄目とかいうのは変な話だなというのは、純粹に思ったんですけれど。でも、そういう決まりだからそうせざるを得ないという感覚は、市民感覚として、ちょっと何か、自由にさせちゃったっていいじゃんと思いますけど、どうなんですかね。

(委員長) いや、どうなんですかねと言われても。小金井市民だったら市役所は一つじゃない？ この圏域だったら地域包括支援センターもという考え方で、よろしいんじゃないでしょうかね。どうしてもそこが気に入らないということがあったら、それは市のほうに持って行って、改善してもらうようにしてください。

(益田委員) だから、そういうのをやってくれたら、小金井市は進んでるねみたいなのがあるかななんてちょっと思ったんですけど。

(委員長) ちょっと包括としても混乱してしまうようなところがあるんじゃないかと思いますがけれども、貴重な御意見ありがとうございます。

(益田委員) 混乱させるの好きなの。

(委員長) それでは、この辺で意見は出尽くしたということにしまして、この件については承認ということで、引き続きお願いします。

議題 3、介護予防支援の指定についてということで、事務局からよろしくお願ひします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。それでは、介護予防支援の指定について御報告いたします。

資料 5、介護予防支援の指定対象の拡大についてを御覧ください。

令和 6 年度の介護保険制度改正を受けまして、介護予防支援を実施する事業所の取扱いについて変更がございますので、御報告させていただきます。

1、概要を御覧ください。介護保険法の改正により、これまでは要支援認定者のケアマネジメントは、地域包括支援センターのみ主体的に実施でき、その業務の一部については、先ほど議題 2 でも御報告しましたとおり、地域包括支援センターから委託を受けて居宅介護支援事業所も実施できることとなっておりましたが、令和 6 年 4 月 1 日以降は、居宅介護支援事業所が市からの指定を受けた場合、介護予防支援を直接実施できることとなります。この制度改正により、介護予防支援を直接実施する居宅介護支援事業所が増えることとなれば、今後、地域包括支援センターの業務負担が一定程度軽減されていくことも見込まれますので、地域包括支援センター運営協議会にも御報告をさせていただくことといたしました。

次に、2 ページ目をお開きください。制度改正の内容について、図式で示しております。右半分の囲みの、改定後の部分ですが、このうち、新設と書かれた右側が、ただいま御説明しました制度改定の内容となっております。なお、その左側の矢印のとおり、介護予防支援の指定を受けない事業所は、これまでどおり、地域包括支援センターから委託を受けて実施することもできます。

次に、3 ページ目をお開きください。下段のほうの 2、指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与を御覧ください。指定を受けたケアマネ事業所と地域包括支援センター等の関係性を示しております。主な内容としましては、介護予防支援の実施に当たりましては、ケアマネ事業所が地域包括支援センターに助言を求めることができるようになることなどがございます。

次に、1 ページ目にお戻りいただきまして、2 の、市の対応状況を御覧ください。令和 6 年 2 月 27 日に、市内居宅介護支援事業所に対して令和 6 年

度介護保険制度改正の説明会を実施しました。制度改正の内容や、指定を受ける場合の手続きについて周知をいたしました。また、令和6年3月13日には、地域包括支援センター関係者打合せにおきまして、今後の具体的な運用について情報共有をさせていただきました。

次に、3、介護予防支援の指定を予定している居宅介護支援事業所ですが、今回の制度改正を受けまして、早速、指定の申請をいただきました事業所が3事業所ございます。

まず1つ目、ケアプランHERB。運営法人はHighBridge株式会社です。小金井市内で既に居宅介護支援事業所として運営されておりまして、現在、既に委託を受けて介護予防支援を実施している実績がございます。

続いて、2番の、24ケアマネ介護丸。運営法人は医療法人社団成令会となっております。4月から居宅介護支援事業所として新規に開設となりますが、書面審査上でも運営基準を満たしていることを確認しております。

最後に、オーエンケアサービス。運営法人は合同会社ココステッチです。小金井市内で既に居宅介護支援事業所として運営されており、現在、既に委託を受けて介護予防支援を実施している実績がございます。

なお、この指定を受ける居宅介護支援事業所につきましては、今後追加で指定をする事業所の申請があった場合、こちらの委員会にて御報告をさせていただきます。御意見等いただければと考えております。

事務局からの説明は以上となりますが、御不明点等ありましたら御質問いただければと思います。

以上です。

(委員長) ありがとうございます。

ちょっと分かりにくいですが、いろいろ御質問があると思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

(貞包委員) これの指定の要件という、明確な分かりやすい客観的な要件というのは決まっているんですか。

(介護保険係主任) 介護保険係の主任です。要件に関しましては、今のケアマネ事業所、居宅介護支援事業所と同様のものとなっております。設備に関しては、本当に、相談室があれば十分というもので、あとはもうケアマネさ

んが行っていただく業務、一連のものができていれば、指定を行えるような状況になっております。

以上です。

(委員長) どうぞ。

(貞包委員) これだけたくさんの方がおられるけれども、僅か3つしかないというのはどういうことなんですか。

(介護保険係主任) 介護保険係の主任です。御指摘いただいたとおり、今、ケアマネさんのほうは要介護の方のケアマネジメントで結構業務がいっぱいになっているような状況がありまして、今手を挙げていただいた3事業所は、要支援の方を受け入れられるキャパシティがまだあるので、手挙げをしていただいたと、御協力いただいたというような形の言い方になります。

以上になります。

(貞包委員) 分かりました。

(委員長) ほかにいかがでしょうか。

これ、要支援の方を受け持つわけですが、どのようにつないでいくんですか。今までは包括さんで分かっている方を頼んでいるわけですが、要支援になった方が直接探しに行くんですか。

(介護保険係主任) 介護保険係の主任です。最初の申請を受け付けるとき、大体、地域包括支援センターさんのほうで受け付けていただくことが多いんですけども、その後、認定結果が出た後、やはり一旦はセンターのほうでお客様と相談をしていただいて、そこからこちらの3事業所に場合によっては割り振る形、そういったものを一つ想定しているんですが、詳細はまた管理者さんと打合せをして、具体的な流れを詰めていければと思っております。

以上です。

(委員長) あまり今と変わらないような気がするんだけどね。

どうぞ。

(横須賀委員) 横須賀です。委託をすれば包括支援センターのほうは楽になりますか。もう決まっているんでしょうけれども、楽になればいいんですが、負担が減ったり、支援するお金が減ったりとかいうことがあるんだったら、プラスマイナスでプラスになるんだったらいいなと思うんですけども。

(委員長) 今までは、包括を通すとピンハネがあるんでしたっけ。それがなくなるから、受けるほうとしては、直接受けたほうが収入は増える。包括さんとしては、振り分ける手間とかなくなるんですか。

何で僕が聞かなくちゃいけない。どうでしょうか、田口さん。

(みなみ地域包括支援センター) みなみ包括、田口です。委託をお願いすると、結論で言うと助かる場所が多くあります。というのが、やっぱりケースの担当になると、3か月の訪問したりするというのもあるので、その分、委託をお願いできれば、我々の業務としてはなくなるので、その分が大分助かります。

(横須賀委員) 楽になればいいなと願っております。

(委員長) どうぞ、貞包さん。

(貞包委員) この法律の改正というのは、恐縮なんですけれども、包括センター側からのニーズなのか。要するに、誰が不足しているか、法改正の理由ですね。なぜこうなったんだ、必要があったんだというところが、もし分かれば教えてください。

(介護保険係主任) 介護保険係の主任です。御指摘のとおり、全国の包括支援センターからも業務が逼迫しているという意見が上がってきたのと、やはり全国的に要支援の認定者の数も増えていて、このままではどうしようもないというところが法改正の起点となってございます。そこから検討が進み、最終的に厚生労働省で決めたという形です。

以上です。

(貞包委員) ありがとうございます。

(委員長) ほか、何かありますか。

私が不安に思うことは、包括の管理がなくなっちゃうわけですけども、個々の事業所に行っちゃうと。そうすると、この事業所が大丈夫なのかなど。特に24さんは、今度、新規でやるので、この方が直接受けてしまっているのかなというちょっと懸念はあります。その辺を市のほうでコントロールしていただければ特に問題はない。よろしくお願いします。

ほか、何かございますか。

どうぞ。

(高橋(信)委員) 先ほど、指定が認められない場合は、今のまま委託とい

うようなお話だったんですけれども、認められないというのはどういう理由で認められない。

(委員長) 今僕が言ったようなことも一つあるわけですね。ここで認められないってしちゃうと、認められないんですかね。

(介護保険係主任) 介護保険係の主任です。指定に当たって御意見をいただくというのが、法律の定めるところになっております。なので、もし、今回出た意見で、例えば、ちょっとここはまずいんじゃないかとかありましたら、直ちに指定を否定するものじゃなくて、私のほうで事業者さんと相談して、こういう意見が出たというところまで言うかはさておいてなんですけれども、そこを中心に改善をしていただいて、条件を満たすように指導できればとは思っております。

指定が認められない場合ということについては、事業所から指定したいと手挙げがあったら審査をするというところで、事業所の発意によるものとなってございます。なので、こちらが一方的にちょっとここは指定しませんという始まり方ではないというところで、御理解いただければと思います。

(高橋(信)委員) 手を挙げなければ、もう今のまま委託を受けることになるわけですね。はい、分かりました。

(委員長) この方たちは委託も受けるわけですか。

(介護保険係主任) 介護保険係の主任です。指定を受けてしまうと、包括からの委託はできなくなります。直でやるしかなくなります。

(委員長) そうすると、管理をするのは市だけということになりますね。

(介護保険係主任) 介護保険係の主任です。そこで、先ほど申し上げた3ページ目の図式の下のほう、地域包括支援センターの関わり方というところで、そうはいっても、初めて介護予防支援を直でやる事業者は不安があるので、そういったときは地域包括支援センターに助言を求めます。それに対して包括支援センターがアドバイスをを行います。

そのほか、図表の左のほうに、予防サービス計画の検証というところがあります。なので、場合によっては、直で持っているケアプランの中身を包括のほうでチェックしていただいて、それをもってアドバイスをを行うといった体制が組み立ててございます。

(委員長) 場合によっては、前提というわけではないわけですね。

(介護保険係主任) はい。前提ではございません。

(委員長) ケアプランをつくってもら方々にしてみれば、その事業所しか知らないわけですね。もう一段階上の包括支援センターがあれば、そこへ相談に行くことができるけれども、直接事業所とつながっちゃうと、ほかの選択肢というのがなくなっちゃうんじゃないかなという心配はありますので、そこは相談を受ける、利用者のほうから相談するシステムをきちんと整えていただいたほうがいいかなと思いました。意見として。

どうぞ。

(介護保険係主任) 介護保険係の主任です。御指摘のとおり、やっぱり、相談する体制は持つべきだろうというのはおっしゃるとおりで、これ、最初の申請を受け付ける際には、一旦やはり包括支援センターのほうで受け付けますので、そこで相談と一緒に承るとというのが一般的になってございますので、そこで、相談の先は確保できているというような考え方もできなくはないかなと思っております。

あと、先ほど御懸念のあった、4月から開設する事業所をいきなり指定して大丈夫かというところで、事業所と綿密に連絡を取っているんですけども、4月からいきなりではなく、指定は受けるんですが状況によって開始していこうというような意向も聞いてございます。なので、4月から直ちにスタートということは考えておられないようです。なので、そこは市役所がフォローしながら、ソフトランディングというか、徐々に開始していければと思っております。

(委員長) 分かりました。そういうことで慎重にやっていく。

貞包さん。

(貞包委員) 大きな流れとして、全部民間に出すんだというふうに言っているわけでもないですか。

(介護保険係主任) 介護保険係の主任です。民間委託ありきというよりは、どちらかという、地域包括支援センターの負担軽減に資することを主眼としております。

(貞包委員) 下請？

(介護保険係主任) 下請というよりは、新たな担い手という発想です。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。包括支援センターは、全体的に、地域

の要介護者、要支援の方の一定の関与の役割がありますので、その方に対して全く手放しになっちゃうということではないです。ケアマネという1つの作業の部分、ケアマネジャーの事務所に対して、直接、市が指定を行い、受けていただくということでやって、ケアマネジャー事務所が直接ケアプランを請け負ったとしても、その方に対しての関与の権限は地域包括支援センターに残ります。包括支援センターがケアプランをつくっていなかったとしても、この方に対して地域の中での生活環境とか、そういった別の視点からその方に関与していただくという役割は残っていますので、ケアマネ事務所との関わりという形で引き継ぐという、新しいスタイルということなんです。

(委員長) 何か、分かったような分かんないような仕組みですね。また、じゃ、どのように進んでいったかを、御報告を次回していただければと思います。

(益田委員) もう一つ、聞いていいですか。

(委員長) はい。

(益田委員) これ、市役所が振り分けるみたいな絵になっているじゃないですか、資料5の2ページ。地域包括に指定するのか、新設の事業者に振り分けるのかという。これ、言い方は違うのかもしれませんが、明確な基準ってあるんですか。これは包括に出して、これは指定のところにと。

(介護福祉課長) 介護福祉課長です。どの方をどこへと市が割り振るということではなく、ケアマネの契約を受ける権限の事業者と認めるかどうかを市が指定権限を持っている。

(益田委員) 権限を市が持っている。

(介護福祉課長) そうです。そこの事業者さんを、そういう受けることができる存在として指定すると。

(益田委員) でも、管理は包括が、引き続き……。

(介護福祉課長) そうですね。ほとんどの方は、申請の時点や日頃の御相談を包括でなさっていただきますので、包括から、どこのケアマネジャーさんとお付き合いをしていただくかとか、受持ちの今の件数の上限などの状況を見ながら、適切な方をマッチングしていただいたりしているわけですが、その関係性というのは引き続き変わらないわけです。いわゆる、受入れの形式の形が、包括から委託という形でその事務所へ行くのか、包括からこ

ういった方の御紹介という形でその場で直接契約になるかどうかという形なんです。

(益田委員) それがちよっと分かりづらいんだろうなと思うんですね。

(介護福祉課長) ケアマネジャーさんを決めていただくというのは、利用者さんとケアマネジャーさんが契約を結ぶことができるようになる。今までは、要支援の方に関しては、利用者さんと包括支援センターが契約行為を持つんです。今度は、包括と契約を結ぶという形もできるし、ケアマネジャー事務所と直接契約を結ぶという形もできる。ただ、ケアマネジャー事務所と直接契約を結んだ方は包括が一切関与できないのかといたらそうではなく、その方の圏域上の要支援の方という存在として、地域包括支援センターはどなたに対しても関与の権限がありますので、ケアプランをつくっているそのケアマネ事務所と三者の連携という形で、その方に引き続き関わっていただけるという構造になります。

(益田委員) 何か、分かったような分かってないような。結局、主体的になって利用者さんを責任持ってくれるのは、一体誰なんですか。

(介護福祉課長) やっぱり、きちんとキーマンとなるのはケアマネジャーだと思いますので。

(益田委員) ケアマネっていうか、その割り振る段階になって、それは包括でやりましょうというのか、包括に相談に行って包括の人たちが今までどおり委託するのであれば理解できるんですけども、そこに市が上にまず立っているじゃないですか。包括が一回、この人は面倒見切れませんと市に言って、市がもう一回振り分けるというイメージなんですか、これ。じゃないですよ。

(介護保険係主任) 介護保険係の主任です。この図がややこしいのが、指定という見慣れない言葉だとは思いますが、これ、言い換えると、事業所登録。なので、事業者登録だけのお話になります。というところで、利用者の割り振りは、今までと変わらず地域包括支援センターが受けて、割り振って、事業所によって、場合によっては直でやっていただいたり、委託したり、そこが変わってくるといったところになります。

(益田委員) じゃ、市が認定して、認定したところを包括さんが、ここにしてくださいと言うという。これ、図が悪い。分かりました。

(貞包委員) そうすると、指定事業者と市が契約するんですか、直接。

(介護福祉課長) 市は契約の対象じゃなくて、市はその事業所を指定として認めるという形なので、契約という形ではない。

(貞包委員) 様々な契約事項は、一切もう、地域包括センターが。

(介護福祉課長) 地域包括支援センターは、利用者さんと直接契約を結ぶことはありますけれども、御紹介という形で、新しくケアマネジャーの方、ここはどうですかというところで御紹介もしていただくんですね。で、契約の主体の決定権者は……。

(貞包委員) 契約というのか、要するに、従来、委託していますよね、地域包括センターに委託している。そういう種類のものが直接こちらに行くんでしょう、指定事業所に。

(介護福祉課長) ちょっと複雑ですね。

(貞包委員) まあ、いいです。私、分かってないので、後でまた勉強してきます。いいです。いや、市がえらく忙しくなるのかなと思って心配しただけなので。ならないですか、これが増えたからといって。

(介護福祉課長) はい。

(介護保険係主任) 介護保険係の主任です。あくまでも契約は事業所と利用者で1対1でやります。市役所は、それをやっていいよと権限を付与する。

(貞包委員) 指定をするだけ。

(介護保険係主任) そういことです。おっしゃるとおりです。

(貞包委員) 分かりました。

(委員長) じゃ、来年度の御報告を待ちたいと思います。

これ別に承認とかじゃないよね。意見を申し上げたということ。

それでは、次の、議題4、指定介護予防支援事業所の指定更新についてです。またちょっとややこしい話だけれども、事務局、よろしくお願いします。

(介護保険係長) 介護保険係長です。それでは、指定介護予防支援事業所の指定更新について、御報告いたします。

資料6、指定介護予防支援事業所の指定更新についてを御覧ください。

小金井市内で運営していただいている4つの地域包括支援センターにつきましては、介護予防支援を実施するに当たりまして、介護保険法の規定によって、小金井市が各地域包括支援センターを指定することとなっております。

指定の有効期間は6年間となっておりますが、このたび、きた、ひがし、みなみの3つの地域包括支援センターにおいては、3月末をもって前回の指定更新から6年を経過するため、指定更新を行いたく、皆様にお伝えするものとなります。

なお、にし地域包括支援センターにつきましては、令和8年10月に更新を迎えることとなっております。

それでは、各地域包括支援センターの介護予防支援事業所指定更新に関する概要について御説明をいたします。

まず、小金井きた地域包括支援センターです。資料の1ページ目、2ページ目になります。運営法人は社会福祉法人聖ヨハネ会で、同じ敷地内に特別養護老人ホームやデイサービスなど複数のサービスを運営しております。担当地区は、梶野町全域、関野町全域、緑町全域、本町2丁目と3丁目、桜町1丁目と3丁目となっております。指定更新に当たりまして、令和6年2月に実地指導を行っておりまして、その結果、ごく一部で利用者の身体状況等の分析記録の不備などがございましたが、運営上大きな問題がないことを確認しております。

次に、小金井みなみ地域包括支援センターです。資料の3ページ目、4ページ目になります。運営法人は一般社団法人天誠会で、同じ敷地内に介護老人保健施設やグループホーム等の複数のサービスを運営しております。担当地区は、前原町全域、本町6丁目、貫井南町全域となっております。指定更新に当たりまして、令和5年12月に実地指導を行っており、その結果、ごく一部で訪問記録の不備などございましたが、運営上大きな問題がないことを確認しております。

次に、小金井ひがし地域包括支援センターです。資料の5ページ目、6ページ目になります。運営法人は社会福祉法人東京聖労院で、同じ敷地内に特別養護老人ホームやデイサービス等の複数のサービスを運営しております。担当地区は、東町全域、中町全駅、本町1丁目となっております。指定更新に当たりまして、令和5年12月に実地指導を行いまして、その結果、ごく一部で、ケアプランの作成に当たりまして、実施する担当者会議の記録の不備がございましたが、運営上大きな問題がないことを確認しております。

今回の3つの地域包括支援センターにつきましては、いずれも、記録不備

等の指摘事項については改善状況の報告を受けており、更新について特段の問題はないと事務局では判断しております。こちらにつきまして指定更新をしてもよろしいか、御協議のほどよろしくお願ひいたします。

事務局からの説明は以上となります。

(委員長) ありがとうございます。

いかがでしょうか。何か御意見ございますか。

いずれの包括さんも一生懸命やっていたでいるし、特に問題はないんじゃないかと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(委員長) ありがとうございます。じゃ、ということです。

では、ほかにないようでしたら、次回の日程等についてお願ひします。

(包括支援係長) 包括支援係長です。次回の開催日程についてですが、令和6年10月頃を予定しております。日程が決まりましたら別途御案内をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

また、この後、地域レベルの地域ケア会議を予定しております。できましたら3時30分から始められればと考えております。机の移動等をしたいと思ひますので、お時間の許す方はぜひ御参加のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

(委員長) それでは、以上で令和5年度小金井市第2回地域包括支援センターの運営に関する専門委員会を終了したいと思ひます。御協力ありがとうございます。ちょっと不手際で遅れちゃってすみません。ケア会議に1時間ぐらい残したかったんだけど。

じゃ、お願ひします。

閉 会 午後3時20分